

普通貯金等(当座性貯金)口座開設に必要な書類等について

昨今、振込め詐欺や盗難カード等による貯金の不正な払戻し、マネー・ローンダリングなどの金融犯罪が社会問題となっており、金融機関には「犯罪等による収益の移転防止に関する法律」等の法令により貯金口座を厳格に管理することが求められています。

このような背景から、JAではお客さまが犯罪等に巻きこまれないために、普通貯金等(当座性貯金)の口座開設については特に厳格に行う業務と位置付けております。

お客様には、お尋ねすることやお持ちいただく書類が多く、大変ご不便・お手数をおかけしますが何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

● 個人

1. パソコン・スマートフォンからのお申込み

店舗にご来店いただかなくても、JAバンクアプリプラスよりお申込みができます。

JAバンクアプリプラス <https://www.jabank.jp/ja/appplus/>

2. 店舗でお手続きされる場合

① 運転免許証、マイナンバー、パスポート※など顔写真付きの公的書類

※ 令和2年2月4日以降に発行されたパスポートをお持ちの方は、別途ご住所が記載されている書類が必要となります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

② 顔写真付きの公的書類をお持ちでない方は、各種健康保険の資格確認書などの公的書類2種類

③ ご印鑑（お届出印）

インキ浸透印（通称：シャチハタ）はお取扱いできません。

④ 事業用口座を開設される場合は、以下をご覧ください。

<https://www.jabank.org/attention/honnin/pdf/request.pdf>

⑤ 口座開設資金

<ご留意事項>

- ・原則、お一人様1口座とさせていただきます。
- ・店舗でお手続きされる場合は、口座開設を希望されるご本人様のご来店をお願いいたします。

● 法人

店舗のみのお取扱いとなります。

① 登記事項証明書

発行後6か月以内のものをご提示ください。

② ご来店者様のご本人様確認書類

● 個人 の①②をご覧ください。

③ 実質的支配者となる方のご住所、生年月日

④ ご印鑑（お届出印）

⑤ 口座開設資金

<ご留意事項>

- ・法人の代表者様以外の方がご来店された場合は、恐れ入りますが会社等に確認のお電話をさせていただきますのでご了承ください。
- ・決算書や代表者様のご本人様確認書類が必要な場合もございます。

● 法人格のない団体

店舗のみのお取扱いとなります。

- ① 団体の規約または会則
- ② 団体の総会議事録・資料等
- ③ ご来店者様（代表者様）のご本人様確認書類
 - 個人 の①②をご覧ください。
- ④ 設立年月日が分かる書類（団体の規約等に記載がない場合）
- ⑤ 許認可証等（行政機関の許認可・届出・登録等が必要な活動の場合）
- ⑥ ご印鑑（お届出印）
個人印ならびにインキ浸透印（通称：シャチハタ）はお取扱いができません。
- ⑦ 口座開設資金

<ご留意事項>

- ・規約または会則がない場合は、口座開設をお断りしております。
- ・お口座名義は、規約または会則に記載された名称となります。
- ・規約または会則、総会議事録等に記載された団体の代表者様を貯金口座の代表者とさせていただきます。
- ・口座開設の際は、団体の代表者様のご来店をお願いいたします。

◆ 共通事項 ◆

- ・お口座の開設店舗は、お住まいの地域（法人の所在地）を管轄する店舗となりますので、ご希望の店舗で開設できない場合がございます。
- ・お口座開設の目的やご職業・事業内容・活動内容等について確認をさせていただきます。
- ・場合によっては、上記の他に必要となる書類がございますので予めご了承ください。
- ・お申込内容の確認のため、1週間程度のお時間をいただく場合があります。（審査の結果、口座開設をお断りする場合があります。）